

第 2 3 期 第 1 回
和歌山海区漁業調整委員会
議 事 録

日 時 : 令和 7 年 5 月 9 日 (金)
午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで

場 所 : 和歌山市雑賀屋町 1 9
和歌山県薬剤師会館 2 階 中会議室

第 23 期第 1 回和歌山海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 : 令和 7 年 5 月 9 日 (金) 午後 1 時 30 分から

2 場 所 : 和歌山県薬剤師会館 2 階 中会議室
(和歌山市雑賀屋町 19)

3 議 題 :

- (1) 委員会の構成及び所掌事項について
- (2) 会長及び会長職務代理者の選任について
- (3) 議席の決定について
- (4) 太平洋及び瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の選任について
- (5) 部会及び小委員会の設置について
- (6) 和歌山・三重及び和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会委員の選任について
- (7) 知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について (諮問)
- (8) その他

4 出席者

(委 員)

松村徳夫、田伏英雄、吉田俊久、橘 智史、市川智司、澤田好史、藪江津子、
嶋田和紀、山本 薫、東 敏之、山口太志、片谷 匡、杉本武雄、堅田隆弘
(議席番号順)

(県)

垣内水産局長、岸裏水産振興課長、向野副課長、嶋本課長補佐兼漁場整備班長、
瀬戸山課長補佐兼経営指導班長、島村企画流通班長、
島村資源管理課長、山内副課長、原田課長補佐兼漁業調整班長、堀木漁業取締班
長、古川主任、戸瀬主査、赤松主査、小林主査、大槻副主査
内海主任、奥山副主査、井川主査、大橋主査、中越技師、南主任、井手主任、
木下主任

(海区委員会事務局)

島村事務局長、山田書記

5 議事内容

(午後1時30分 開会)

島村事務局長

定刻となりましたので、只今から第23期第1回和歌山海区漁業調整委員会を開催します。開催にあたりまして、垣内水産局長にご挨拶をお願いします。

水産局長

水産局長の垣内です。本日、第23期第1回和歌山海区漁業調整委員会が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。皆様には、今回から第23期の和歌山海区漁業調整委員会委員として、4年間勤めていただくということになりました。

よろしくお願い申し上げます。皆様におかれましては、漁業権の設定や知事許可漁業に係る許可方針の改正等、本県漁業の根幹に関わる案件や、資源管理に関することなど、様々な案件についてご審議いただくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。

県といたしましては、漁業調整委員会の役割は非常に重要なものと考えてございます。

今後も委員の皆様から貴重なご意見を賜りながら、水産行政を進め、水産振興に努めて参りたいと考えております。

皆様からのご指導、ご鞭撻、ご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、第1回目の委員会開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

島村事務局長

ありがとうございました。続きまして委員の紹介をお願いします。

垣内水産局長

本日は第23期の第1回委員会ということで、まだ議席が決まっておりますので、アイウエオ順にご紹介させていただきます。

市川智司委員です。堅田隆弘委員です。片谷 匡委員です。

澤田好史委員です。嶋田和紀委員です。杉本武雄委員です。

橘 智史委員です。田伏英雄委員です。東 敏之委員です。

松村徳夫委員です。藪 江津子委員です。山口太志委員です。

山本 薫委員です。

田嶋勝正委員、吉田俊久委員につきましては本日ご欠席の連絡を頂いております。

以上の15名の皆様です。よろしくお願いします。

島村事務局長

続きまして、県職員の紹介をお願いします。

垣内水産局長

それでは、4月1日付けの人事異動により新たに着任した職員も含め、本日出席させていただいております県職員のご紹介をさせていただきます。

水産振興課の岸裏課長です。同じく向野副課長です。嶋本課長補佐兼漁場整備班長です。瀬戸山課長補佐兼経営指導班長です。同じく島村企画流通班長です。続いて資源管理課の島村課長です。山内副課長です。同じく原田課長補佐兼漁業調整班長です。堀木漁業取締班長です。漁業調整班の古川主任です。戸瀬主査です。赤松主査です。大槻副主査です。漁業取締班の小林主査です。

続きまして各振興局の職員を紹介させていただきます。

海草振興局の内海主任です。奥山副主査です。有田振興局の井川主査です。大橋主査です。中越技師です。日高振興局の南主任です。西牟婁振興局の井手主任です。東牟婁振興局の木下主任です。

島村事務局長

続きまして、海区漁業調整委員会事務局職員を紹介させていただきます。私、資源管理課長の島村が事務局長を兼務します。事務局書記の山田でございます。この2名で委員会の実務を担当させていただきます。

よろしくお願いします。以上で、関係職員紹介が終わりました。

ここで垣内局長、岸裏水産振興課長は、公務の都合がございますので、退席させていただきます。

それでは、会議次第に従いまして、議事を進行させていただきます。本日は13名の委員にご出席いただいておりますので、海区漁業調整委員会規程第6条第1項の要件を満たしており、本日の委員会が成立していることを報告いたします。それでは、議事次第の4、仮議長の選出に移らせていただきます。仮議長の選出でございますが、選出の方法について、ご意見をいただきたいと思います。

東委員

事務局一任。

島村事務局長

事務局一任とのことですが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので、事務局から提案させていただきます。

仮議長につきましては、山口委員さんをお願いすることといたします。山口委員さん、仮議長席へ移動願います。

山口仮議長

只今、ご指名をいただきました山口でございます。会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

皆さま方のご協力をお願いして、会議を進めていきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

最初に第1号議案「委員会の構成及び所掌事項について」事務局から説明願います。

山田書記

それではまず資料の確認をお願いします。会議次第と水色のファイルに綴っております「海区漁業調整委員会諸規程」、右肩に資料1と書かれている「知事許可漁業の許可又は企業の認可に係る制限措置等の公示について（諮問）」の資料がございます。

この3点お揃いでしょうか。お揃いではない方はお申し付け下さい。

それでは、説明させていただきます。少し長くなりますので、座って説明させていただきます。

最初に委員会の構成等について説明します。まず水色のファイルの最初のページをご覧ください。目次となっております、1～13の番号をつけています。ファイルの右側に番号の入ったシールでラベルを貼り付けております。目次の番号はラベルの番号に対応しています。

それでは、最初に委員会の構成等について説明します。皆様方には既にご承知のとおり、漁業に関する基本の法律として、漁業法が定められています。資料としては、ラベルの10以降に漁法等関係法令を綴っております。この漁業法で漁業調整委員会等について定められており、委員会は農林水産大臣が定める海区に置くことになっております。

委員会は、知事が議会の同意を得て任命した15名の委員で構成されており、第23期の内訳は漁業者又は漁業従事者委員が13名。学識経験委員が1名、中立委員が1名となっています。

また、漁業法第152条には、広域漁業調整委員会の設置が定められています。和歌山海区が関係するのは太平洋及び瀬戸内海広域漁業調整委員会で、それぞれ、当委員会で互選された委員各1名が

選出されることになります。

委員の任期ですが、漁業法第143条で「委員の任期は4年とする。」となっており、皆様方の任期は令和7年4月1日～令和11年3月31日までの4年間となります。

なお、太平洋及び瀬戸内海広域漁業調整委員会は、任期が令和3年10月1日から令和7年9月30日までとなっています。この2つの広域漁業調整委員会に加えて、和歌山・三重及び和歌山・徳島の両海区で連合海区漁業調整委員会が設置されています。

和歌山・三重連合海区ではさんま漁業に関する協議を、和歌山・徳島連合海区では紀伊水道外域でのさわら漁業に関する協議を年1回程度行うことになっています。これら広域および連合海区の委員の選出については、後ほどご検討をお願いしたいと思います。

続きまして、委員会の機能と権限について説明します。お配りしておりますファイルのラベル1をご覧ください。漁業調整委員会は、漁業法第135条に所掌事項として「その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。」こととなっており、海区漁業調整委員会の持つ権限は非常に多岐にわたっていますが、その権限は大きく分けて4つです。

1番目は諮問事項です。諮問とは、一定の機関等に対し意見を求めることです。ラベル1の1ページをご覧ください。諮問の項目として全部で52項目あります。例えば主な分類で言いますと、ア 法令関係の(1)の「資源管理方針の制定についての答申」や(2)の「知事管理漁獲可能量の設定についての答申」は水産資源の管理に関する事項です。(3)は漁業調整規則を制定又は改廃する場合、(4)～(21)は漁業権に関する事項、ページをめくっていただきましてイ 規則関係の(1)～(11)は漁業の許可に関する事項で、(3)の「公示する許可等の制限措置及び申請期間についての答申」は、本日、後ほどご審議いただくことになります。

2番目の建議事項ですが、これは知事に対して意見や要望を申し述べるということです。例えば「委員会指示に従わない者がいるとき、知事に対して、指示に従うべき旨の命令の発出を申請」する場合は該当します。

3番目は、決定事項です。委員会は自らが決定機関として裁定・指示に関する権限を持っています。裁定については、入漁権の設定等や、土地又は土地の定着物の使用権等に関する裁定を行います。

指示についてですが、いわゆる「委員会指示」であり、「水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関

する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」となっており、委員会が漁業調整上必要があると認めるときは、法令等に反しない範囲内で誰に対しても指示を出すことが出来るということです。

4番目の報告の徴収・検査等ですが、委員会の所掌事項を処理するために、必要な報告の徴収、調査、測量、検査を実施する権限を有しています。

最後に5番目の「その他」ですが、答申する際に必要となる関係者からの意見聴取等があります。以上説明しましたとおり、調整委員会は多岐にわたる権限を持っていますが、これはあくまでも漁業に関する事項についてであり、漁業法・水産資源保護法・県漁業調整規則等を根拠とした漁業調整を目的としたものであり、他の法律、例えば「水産業協同組合法」までは権限が及びませんのでご留意下さい。以上、機能と権限についての説明を終わります。

続きまして、ラベル2の委員会規程をご覧ください。第4条では、委員会に会長及び職務代理者を委員の互選により置くことになってございます。第6条第1項では「定数の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。」、第2項では「議事は法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決する。」、第3項では「委員会は公開とする。」となっています。第7条及び第8条では、あらかじめ通知した事項に限り自由に質疑し、議決することができるとなっています。これは、議案以外のことについては審議が出来ないということです。第13条では、議事録は会長及び会長が指名する出席委員2名以上の署名をしなければならないと規定されています。又、第14条で、一般の方々の縦覧に供するとなっています。議事録は、誰でも自由に内容を見られることになっておりますので、発言をする際はこの点を充分念頭に置いていただければと思います。

続きまして、ラベル3の議事運営規程をご覧ください。第2条では「委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに会長に届け出なければならない。」となっており、欠席される場合は、あらかじめ事務局まで連絡をお願いいたします。第4条では「会議の議長は、委員会会長がこれにあたる。」となっており、会長が議長を務めることになっています。第8条では「会議における発言は、すべて議長の許可を得た後でなければならない」となっていますので、会議中に発言を行う場合は、必ず議長の許可を得てからお願いいたします。第9条で議案以外の内容については発言が制限されていますので、議案以外の発言は慎まれますようお願いいたします。第11条第1項に「委員会に部会を置く。」、

第2項で「部会は二部会とし、日高郡切目崎以北の海区に第一部会を、以南の海域に第二部会を置く。」又、第12条に「部会の議長は、会長これにあたる。」と定められてございます。これは、昭和24年に漁業法が制定されたときに、和歌山県には紀北海区と紀南海区がございましたが、昭和37年から一海区制となったため、紀北海区を第一部会、紀南海区を第二部会と定めたことに由来します。ページをめくっていただきまして、第18条に小委員会の設置の規程があり、第1項に「委員会は、特別な事項を審議するため必要がある場合は、小委員会を設けることができる。」第2項に「小委員会は、委員及び専門委員の中から委員会会長が指名したもの若干人をもって構成する。」となっており、特別な事項の審議が必要な場合は、委員の中から会長が指名する者により小委員会を設置できることになっています。

次にラベル4の委員会事務局規程です。当委員会の事務規程で、事務局の場所、組織、事務処理等に関する事項を定めています。

続きまして、ラベル5の意見の聴取に関する手続き規程です。委員会が漁業法に基づき意見を徴するときは、あらかじめその決議をしておかなければならない、また、意見の聴取においては討論及び表決を行わない等の規程です。

次にラベル6の公聴会に関する規程です。当委員会が漁業法に基づいて公聴会を開催する場合の手続きに関する規程で、あらかじめ開催の決議が必要であるとか、討論及び表決を行わない等決められています。

続きまして、ラベル7の傍聴規程です。先程説明しましたが、委員会規程の第6条第3項で「委員会の会議は公開とする。」となっていますので、委員会の傍聴に関する規程が設けられています。

次に、ラベル8の和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の運営規程、ラベル9の和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会事務規程ですが、後ほど本委員会委員を決める際に説明させていただきます。説明は以上となります。

山口仮議長

只今、委員会の構成、所掌事項等の説明が終わりました。ご質問等ございませんか。なければ第2号議案「会長、会長職務代理者の選出について」を上程いたします。事務局から説明願います。

山田書記

説明いたします。会長、会長職務代理者については、ラベル2の委員会規程第4条により、委員による互選となっております。

山口仮議長

只今、事務局から説明のありましたように、会長、会長職務代理者については、委員による互選とのことですので、この場でお諮りしたいと思います。まず会長について、推薦等ありますでしょうか。

橘委員

松村委員さんをお願いしてはどうでしょうか。

山口仮議長

松村さんとの推薦がありました、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは松村さん会長をお引き受けいただけますでしょうか。

松村委員

お引き受けいたします。

山口仮議長

続きまして会長職務代理者を選任したいと思います。推薦等ありますでしょうか。

橘委員

片谷委員さんをお願いしてはどうでしょうか。

山口仮議長

片谷さんとの推薦がありました、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは片谷さん会長職務代理者をお引き受けいただけますでしょうか。

片谷委員

お引き受けいたします。

山口仮議長

会長、会長職務代理者の方には、これからの4年間、よろしくお願いいたします。それでは、満場一致の拍手をお願いします。これをもちまして、仮議長としての私の任務を終わらせていただきます。ご協力、ありがとうございました。

山田書記

山口委員さん、仮議長ありがとうございました。会長が決まりましたので、委員会議事運営規程第4条により、議長は会長が務めることになっております。それでは会長、議長席の方へお移り願います。

第23期の会長、会長職務代理者が選任されましたので、就任のご挨拶をいただきたいと思います。最初に会長に選任された松村委員からご挨拶をお願いいたします。

松村委員

ただいま、委員の皆様から、第23期の和歌山海区漁業調整委員会の会長を仰せつかりました。身に余る光栄でございますと同時に身の引き締まる思いでございます。この上は、委員の皆様方並びに県当局のご指導、ご鞭撻を得まして、会長の職責を汚すことのないよう努めてまいる所存でございます。

どうかよろしくご指導いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれど、会長就任の御挨拶とさせていただきます。

山田書記

ありがとうございました。続きまして会長職務代理者に就任されました片谷委員にご挨拶をお願いいたします。

片谷委員

ただいま、委員の皆様から会長職務代理者を仰せつかりました。微力ではございますが会長の下、委員の皆様方並びに県当局からのご指導、ご鞭撻を得ながら、職務を果たして参りたいと思いますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

山田書記

ありがとうございました。それでは会長に選任された松村委員に改めて議長をお願いするのですが、その前に5分ほど休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

島村事務局長

委員会を再開します。議長、よろしくお願いします。

松村議長

それでは議事を進めさせていただきます。初めに、本日の議事録署名委員を、委員会規程第13条により指名させていただきます。堅田委員さん、藪委員さんのご両名にお願いいたします。次に、第3号議案「議席の決定について」、事務局から説明願います。

山田書記

議事の途中ではございますが、委員が1名出席されましたのでご紹介します、吉田俊久委員です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議席の決定方法について説明いたします。現在ご着席いただいております順番は、正面に向かって左側の前席から後席、続いて右側の前席から後席というように、委員さんのお名前のアイウエオ順に仮にお座りいただいております。議席につきましては、会長席を除き、従来より、くじによる抽選によって決定されています。事務局が用意しました1番から14番までの番号を記入しているくじを引いていただき、議席を決定していただくこととなります。1番の議席は、現在市川委員さんがお座りになっている所で、7番の議席は本日欠席となっておりますが田嶋委員さんの名札が置かれている所です。また、8番の議席は橘委員さんがお座りになっている所です。14番の議席は山本委員さんがお座りになっている所です。抽選後の議席は、只今ご説明した番号の席となりますのでよろしくお願いします。

松村議長

只今、事務局から説明があったように、各委員の議席につきましては、従来どおり抽選により決定してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声)

異議なしということですので、そのようにさせていただきます。なお、抽選の順番はお名前の50音順とさせていただきます。それでは、席の方までくじをお持ちしますので、1枚ずつ引いていただきたいと思います。

欠席の委員さんにつきましては事務局職員が代理で引かせていた

だきます。

(抽 選)

議席が決定しましたので、事務局に確認させます。

山田書記

それでは、結果を読み上げさせていただきます。1 番田伏委員さん。2 番吉田委員さん。3 番田嶋委員さん。4 番橘委員さん。5 番市川委員さん。6 番澤田委員さん。7 藪委員さん。8 番嶋田委員さん。9 番山本委員さん。10 番東委員さん。11 番山口委員さん。12 番片谷委員さん。13 番杉本委員さん。14 番堅田委員さん。以上でございます。これより係の者が、決定した議席順に名札を配置いたします。

(議席順に名札を配置)

名札の配置が終了しましたので、委員の皆様には、お手数ですが、資料、飲物等をお持ちになって確定した議席まで移動願います。

(各委員移動、着席)

松村議長

議席が確定し、皆様には着席していただきましたので議事を続行いたします。それでは、第4号議案「太平洋及び瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員について」事務局から説明願います。

山田書記

それでは説明いたします。広域漁業調整委員会ですが、漁業法第152条に太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の3つを置くことが決められております。その機能としましては、漁業法第121条に「都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」と定められており、これらを根拠に資源管理に関する事項等広域的な漁業調整にあたることになっています。

委員会の構成ですが、太平洋広域は18海区の各海区で互選され

た18名、及び区域内で大臣が選任した漁業者委員7名、学識経験者3名の計28名となっています。瀬戸内海広域は、11海区の各海区で互選された11名、及び大臣が選任した学識経験者3名の計14名となっています。

広域委員の現在の任期は、令和3年10月1日から令和7年9月30日となっており、海区委員の任期とは、半年ほどずれております。現在、和歌山海区からは、太平洋広域委員会に片谷委員、瀬戸内海広域委員会に大川前委員が選出されております。漁業法第156条で準用する漁業法第141条では「委員は正当な事由がなければその職を辞することができない」ことになっております。このため、太平洋広域委員会委員につきましては、令和7年9月30日までは、現委員の片谷委員さんに引き続きお願いすることについて、ご了承をお願いいたします。

一方、漁業法第156条で準用する第150条により「海区互選委員が海区委員会の委員でなくなったときはその職を失う」ことになっておりますので、令和7年9月30日までの任期において、瀬戸内海広域委員会委員を決定する必要があります。

また、瀬戸内海、太平洋とも次の任期、すなわち令和7年10月1日から令和11年9月30日までの委員についても今回決めておく必要があります。

松村議長

只今、事務局から広域漁業調整委員会について説明がありました。

まず、令和7年9月30日までの太平洋広域漁業調整委員会委員についてですが、片谷委員さんに引き続き任期満了までお願いすることよろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしということですので、引き続き片谷委員さんをお願いしたいと思います。片谷委員さん、よろしくお願いします。

次に令和7年9月30日までの瀬戸内海広域漁業調整委員会委員については、大川前委員さんに代わって、新しい委員を選任する必要がありますが、いかがいたしましょうか。

東委員

議長一任

松村議長

議長一任とのことですので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしということですので、山口委員さんをお願いしたいと思います。山口委員さん、よろしくお願いします。

次いで令和7年10月1日以降の次の任期についても、両委員さんに引き続きお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしということですので、両委員さんに次の任期もお願いしたいと思います。両委員さん、よろしくお願いします。

次に、第5号議案「部会、小委員会について」お諮りいたします。先程、事務局から説明がありましたように、部会については、本委員会議事運営規程第11条に、日高郡切目崎以北と以南にそれぞれ部会を置くという規定を設けております。引き続き設置することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしということですので、同運営規程第14条に基づき、第1部会、第2部会の各委員を指名させていただきます。第1部会に、市川委員さん、藪委員さん、田伏委員さん、嶋田委員さん、山口委員さん、山本委員さんの6名の方をお願いいたします。次に、第2部会に、橘委員さん、堅田委員さん、吉田委員さん、東委員さん、田嶋委員さん、澤田委員さん、杉本委員さん、片谷委員さんの8名の方をお願いいたします。

次に、小委員会の設置について事務局から説明します。

山田書記

小委員会について説明いたします。ラベル3の議事運営規程第18条で特別な事項を審議するために、必要がある場合は小委員会を設けることができることになってございます。これまでは、問題が生じたときに小委員会を設置し、会長が指名する委員若干名に小委員会委員をお願いすることになってございます。以上でございます。

松村議長

小委員会の設置については、事務局から説明がありましたように、特定の問題について検討をする必要が生じたときに、議事運営規程第18条に基づき、小委員会を設置し、委員さんにつきましては、同条第2項により私が指名する若干の委員さんをお願いするということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしということですので、その様にいたします。

次に、第6号議案「和歌山・三重及び和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会委員の選任について」お諮りいたします。まず、さんまを目的とする操業に関する和歌山・三重連合海区漁業調整委員会委員の選任について事務局から説明します。

山田書記

和歌山・三重連合海区の委員会については、ファイルにとじておりますラベル8の、和歌山・三重連合海区漁業調整委員会運営規程により運営されています。この連合委員会は、さんま漁業について、和歌山県潮岬から三重県大王崎に至る流し刺し網漁業、棒受網漁業に関する隻数、操業区域、漁期等についての協定を結んでいます。

連合会の開催は、両海区が交互に担当することが第3条第2項に規定されており、漁期前の9月下旬から10月上旬に開催されております。委員は各海区5名、計10名で構成され、同規程第2条で、各海区の会長が指名することになっています。なお、今年は、和歌山海区が連合会を開催することになっています。

松村議長

この件につきましては、既に三重海区との間に連合会区が設置されていますので、今期も引き続き継続して参りたいと思います。なお、委員については、運営規程第2条により、私が指名することになっています。

両海区とも、会長を含め5名となっておりますので、委員を指名させていただきます。さんま操業船の多い東牟婁ブロックの委員さんから、本連合海区の経験のある4名の委員さんを選ばせていただきます。片谷委員さん、杉本委員さん、吉田委員さん、東委員さんの4名と私の5名でお願いいたします。

続きまして、紀伊水道外域におけるさわらの資源管理措置に関する事項を処理する和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会委員の選任について事務局から説明します。

山田書記

和歌山・徳島連合海区の委員会については、ファイルにありますラベル9の和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会事務規程により運営されています。

この委員会は、瀬戸内海外域における、さわらの資源管理措置の効果をより高めるため、平成14年に設置されております。委員会の開催は、両県が交互に担当することとなっており、通常2月下旬から3月上旬にかけて年1回開催されていますが、新型コロナの影響以降、令和4年度からはWEBでの開催となっております。

委員は、第4条で会長、太平洋広域及び瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員を必ず含めることとなっております。残る4名の選出方法については特に定めはありませんがこれまでは、和歌山・三重連合海区同様、会長による指名で選出しています。以上です。

松村議長

事務局から説明がありましたが、前回同様、私が指名することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので、私、太平洋広域及び瀬戸内海広域委員さんの他に、昨年度まで任命されており経験のある委員さんを中心に学識経験者を交えて4名の委員さんを指名させていただきます。嶋田委員さん、山本委員さん、橘委員さん、澤田委員さんの4名をお願いいたします。

次に、第1回目で早速ですが、第7号議案である「いか玉漁業の許可に係る制限措置等の公示について」ご審議いただきます。事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文の朗読)

松村議長

それでは県からの諮問でございますので、県から説明をお願いします。

古川主任

いか玉漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について説明します。

許可漁業については、新たに許可をしようとするときは、和歌山

県漁業調整規則、以降「規則」といいます。第11条第1項の規定に基づき、制限措置を定め、当該制限措置の内容及び申請すべき期間を公示しなければならないこととなっています。

なお、制限措置とは、規則第11条第1項各号に掲げる事項であり、漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期及び漁業を営む者の資格のことです。

今般、許可の有効期間が令和7年6月30日で満了するいか玉漁業について、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めるため、規則第11条第3項の規定に基づき、海区漁業調整委員会へ諮問するものです。

まず、資料1の2ページから4ページは公示案、5ページから7ページは許可方針、8ページから10ページは規則の抜粋となっています。

それでは、2ページのいか玉漁業の公示案をご覧ください。

1の(1)で制限措置の内容を許可方針に基づき、表で記載しています。漁業種類は、いか玉漁業で、上から順に、海草振興局管内の加太、和歌浦及び下津の各地区、日高振興局管内の衣奈浦、戸津井、3ページに移っていただき、大引、美浜町、南部町、由良町及び比井崎の各地区、いかのしば漬け漁業で、唐尾地区となっています。許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は、事前に調査した申請予定件数としています。推進機関の馬力数は定めなしです。操業区域は、共同漁業権漁場内で、6ページ及び7ページの許可方針に記載している区域としています。漁業時期は、海草振興局及び有田振興局管内が3月1日から6月30日まで、日高振興局管内が2月1日から6月30日までです。

漁業を営む者の資格は、漁船使用に関する項目と漁業の根拠地を和歌山県内に有することを記載するとともに、操業区域の漁業権を行使できる漁協に所属する組合員であることを追加で記載しています。

次に、4ページに移っていただき「(2)許可又は起業の認可に付ける条件」は、6ページ及び7ページの許可方針に記載のとおり、振興局管内ごとに表で記載しています。

次に、「2 許可又は起業の認可を申請すべき期間」は、当委員会から答申をいただいた日以降、1月以上の期間とします。

なお、許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号において3年と規定されていることから、令和7年7月1日から令和10年6月30日までとします。

最後に、公示につきましては、県のホームページに掲載します。

以上が知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示についての説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

松村議長

ただ今、県から説明がございましたが、ご意見ご質問等はございませんか。

それでは、お諮りしたいと思います。第7号議案について、協議内容のとおり異議がない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしということでございますので、第7号議案については、異議ない旨、答申することに決定いたします。

次に第8号議案として、その他となっておりますが、報告事項等があれば、申し上げます。

無いようでございますので、本日予定していた議案については全て終了いたしました。これをもちまして第23期第1回の委員会を閉会といたします。委員の皆様方には長時間にわたりご苦勞様でした。ありがとうございました。今後4年間、よろしくお願い致します。

(午後2時30分 閉会)